

篠崎進士 法律事務所報



2017年 新春号

② 企業に求められる暴力団など
反社会的勢力との断絶と方法
所長弁護士 篠崎 芳明

③ 平成29年(2017年)～新事務所での新年～を迎えて
副所長弁護士 進士 肇

④ 民暴ABC 反社の手口と対応策について
～正体を隠して近づく～(その2)
弁護士 小川 幸三

⑤ 被疑者国選辩护人
弁護士 寺島 毅一郎

書籍紹介(警察学論集第69巻7号～9号)
弁護士 鶴岡 拓真

「事務所勉強会」のご報告
弁護士 金山 真琴

事務所を移転しました

近況報告

⑥

⑦

⑧

⑨



企業に求められる暴力団など 反社会的勢力との断絶と方法

篠崎・進士法律事務所 所長

弁護士 篠崎 芳明



事業者が暴力団など反社会的勢力と一切の関わりを持つてはならないことは、企業のあるべき基本姿勢として社会（国）から強く要請されていることである。

企業は、反社会的勢力と断絶し、向後ともいかなる関わりをも持たないように、どう工夫すべきか。暴力団など反社会的勢力との断絶に向けた自社の姿勢と取り組みを社の内外に如何にして明らかにすべきか。企業が取り組むべき断絶方法について具体的に検討したい。

1 反社会的勢力とは、取引など一切の関係を遮断することについて、自社の基本姿勢を外部に公表すべきである。その方法であるが、ホームページやパンフレット、企業説明会の資料等に企業の基本方針として記載する。

2 社内体制の構築を行う。反社会的勢力とは一切の関わりを持つてはならないとする基本ルールを制定し、就業規則の変更を行い社員の義務にすると共に、ルール徹底のために、いわゆる内部統制システムを見直すべきである。

3 新規取引先からの排除を徹底するために、データベースを構築するか第三者から情報提供を受けられるようにして、反社会的勢力や不芳な者との新規取引を行わない工夫をする。

4 契約書にいわゆる暴排条項を記載すると共に、個別に表明確約を受けて、取引先が反社会的勢力に該当するときは速やかに取引を止めることができるよう工夫する。

5 断絶を実行する場合、取引先が暴力団など反社会的勢力であることの立証責任は企業側にあるから、警察から属性確認を受け、立証への協力を得なければならない。契約期間の定めのない契約（銀行、証券取引など）の場合は、暴排条項を根拠にして解約を行うことになるが、暴排条項の定めがなかつ

た昔に取引が開始されたケースで、後に取引約款に暴排条項が定められたケースでも暴排条項の遡及適用を認めた判決がある。しかし、実務上警察からの属性確認を得ることはなかなか難しいこともある。その場合は、契約の更新をしないことによる関係断絶を工夫する。リース契約、カード契約、その他期間の定めのある契約では原則としてこの対応が可能である。

6 反社会的勢力との断絶について社内マニュアルを策定し、その徹底のために外部講師による研修などを行うことも肝要である。現場対応の基本は、不当要求には一切応じないことであるが、社員の安全に充分配慮したものでなければならない。不当要求を受けた際の現場対応が暴力団員の神経を逆なでしたことから、暴力団員の襲撃を受け、社員の1名が死亡し、1名が重傷を負ったケースがある（犯人は懲役20年の実刑を受けた）。企業には、社員の安全を配慮すべき義務があるから、反社会的勢力との直接交渉は専門家（弁護士など）にまかせ、社員が直接交渉をしない工夫が必要である。

7 反社会的勢力とのやりとりは、かならず「録音」して記録を残さなければならない。裁判（刑事・民事）には、証拠が必要であるが、「録音」は特に直接証拠である。録音はノートにやりとりを記録することと同じであり、相手の了解を得なくとも原則的に全く問題がない。

8 役員は、社の内外において暴力団など反社会的勢力との関わりを持つことのないように不断の努力をすると共に、社（職）員が反社会的勢力との関わりを持つことのないよう十分注意しなければならない。役員の善管注意義務違反による個人責任は決して軽いものではない。

以上

平成29年（2017年） ～新事務所での新年～を迎えて

篠崎・進士法律事務所 副所長

弁護士 進士 肇



平成28年（2016年）。広島では、G7（4月）、オバマ米大統領来広（5月）、赤ヘル軍団広島カープの四半世紀ぶりのリーグ優勝（9月）、CS制覇（10月）と、69期広島修習の司法修習生たちにとっては、忘れられない一年だったことでしょう（日本シリーズは残念でした。）。8月には、南米初のリオ五輪。日本選手団の連日の大活躍で、暑くて熱くて眠れぬ日が続きました。そして2020年の東京オリンピック・パラリンピックがまた一歩近づきました。

東京五輪関連で虎ノ門エリアの再開発が始まったことにより、当事務所は、干支一回り分の長きにわたってお世話になった「大手町建物虎ノ門ビル」を離れ、昨年11月7日より、旧事務所から外堀通りを約200m南に進み、西新橋1丁目の交差点から2件目に位置する交通至便の「虎の門高木ビル」にて、新たな歴史を踏み出しました。それから2か月、顧問先様・ご依頼者の方々におかれましては、新しい事務所に慣れて頂けましたでしょうか。引越の際にはご不便をお掛けしたにもかかわらず、たくさんのお祝いの言葉を頂戴し、大変感謝しております。

平成29年（2017年）はどのような年になるでしょうか。当事務所はお陰様で、昨年にメインイベントであった事務所移転が滞りなく済み、業務も支障なく順調に進み、例年以上に新たな気持ちで新年を迎えることができました。顧問先様・ご依頼者の皆様とのお付き合いを更に深く掘りながら、総合力をアップさせ、ご要望にお応えできるよう努めて参ります。全員が「軽いフットワークで、スピーディに」。益々のご用命をお願い申し上げます。

昨年一年間、平成27年11月の保全管理命令でス

タートした会社更生事件に精力を傾注して参りました。20名近い弁護士・CPAから成るチームで動きながら、取引先・債権者・利害関係者・裁判所とのミーティングを重ね、管財人を信用して下さっている、その信用を損ねないように注意しながら一歩ずつ前に進み、壁にぶつかっても士気を鼓舞して前を向くという、緊張と多忙の日々を積み重ねた結果、平成28年11月に更生計画案の提出に漕ぎ着け、今年は計画の遂行に邁進する年になりそうです。本案件とは長い付き合いになると予想されますが、お陰様で順調に推移しております。

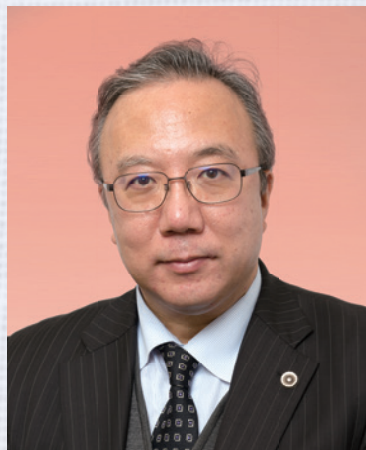
また平成27年3月に始まった民事再生事件（当初は監督委員に就任）も、同年5月に発令された管理命令によって再生管財人に就任し、同年10月に裁判所から再生計画案認可決定を得ていたところ、懸案であった2件の訴訟事件につき、平成28年10月に和解を成立させて財産換価終了。税務問題を検討・処理した上で、今年3月までには最終弁済及び清算に至れそうです。

4年越しで闘った会社訴訟も、寺嶋弁護士の協力を得て、平成28年3月に価値ある和解を獲得できました。また、一審敗訴判決に全く納得がいかず、猛奮して控訴審で逆転勝訴判決を得たのが2件（いずれも最高裁にて上告受理申立棄却で確定）。痛快でした。興味深い案件に関する法律意見書作成のご依頼を頂いて、前掛かりでとりかかり、短期間で書き切った後の充実感を味わえたのも良い思い出です。

今年もまた、どんな仕事に出会えるか楽しみです。心の柔軟さを保ちながら、皆様方のサポート役として、ますます貢献していきたい平成29年。本年も、当事務所への変わらぬご愛顧を賜りたくお願いを申し上げます。

反社の手口と対応策について ～正体を隠して近づく～（その2）

弁護士 小川 幸三



弁護士 それでは、不当要求の手口である「正体を隠して近づく」の特徴の2番目の「表の世界の顔を持つ」について説明しましょう。

不動産会社管理部長 お願いします。

井 日本においては暴力団の存在自体がそもそも違法なものとして排除されてはいません。ですから、平成3年に暴対法が成立する以前は、彼らは表の世界でも暴力団であることを公表していました。

部 それだとみんな怖がって逃げてしまいませんか？

井 そうですね。でも、怖くても逃げられない人たちはいます。店舗経営者は店を背負って逃げることはできません。みかじめ要求からは逃れられないのです。

部 なるほど。

井 それから、彼らが暴力団の威力を示して仕事をするのを期待する需要もありました。債権回収が典型ですね。昔は、暴力団であると知れ渡っていることが、彼らの利益になったのです。

部 なるほど。

井 また、昔、ヤクザの親分が子分たちに「正業を持て」と言ったと言われています。これは額に汗して働いて更生しろ（ヤクザを辞めろ）という意味ではなく、自分の食い扶持は自分で稼いで周りに迷惑をかけるなという意味と、暴力団の威力を背景に仕事・事業をすと思いの外儲かるからやれ、という意味だと考えます。

部 そんなことしたら裏の世界の人達が表の世界に進出して、表の世界を牛耳るなんてことになりませんか？

井 そう、そうなったんです。暴力団は、あるときは自らの威力を用い、あるときは癒着してというように、あらゆる手段を駆使して市民や企業、行政を食い物にするという目的を達成するのです。昔、表の一流企業や政治家と暴力団との関係が何度も報道されましたが、こういう報道は表の世界がいかに侵蝕されて

いたかを物語るものなのです。

部 ぞっとしますね。

井 そうなんです。それで、暴力団による表の世界の侵蝕を危惧し、暴力団を排除しようという気運が高まる中で、暴対法が成立しました。すると、彼らは暴力団であることを隠すようになりました。そして、彼らはいろいろな方法で反社会的勢力との関係が判らない新しい表の世界の顔を積極的に作り出してきて、自分に疑念が向けられると反社会的勢力ではないと積極的に否定するようになりました。

こうして今度は裏の世界の顔が判らない、表の世界の顔を持った反社会的勢力が登場したのです。

部 新しい表の世界の顔は具体的にはどんなやり方で作るのですか。

井 それはいろいろなやり方があります。例えば、X社と言う、ある指定暴力団の有力組長甲が代表取締役を務める企業が、上場企業であるA社との癒着によってA社から委託業務費名目で毎月多額の金員を受領していました。B銀行がその事実気づき、当事務所が代理人となって銀行取引を解消しましたが、するとX社は解散し、新しくX社と同一商号のY社が別の住所地で設立され、暴力団との関係性が全く出て来ない人物乙が代表取締役に就任し、C銀行に銀行取引を申し込んできました。同一商号を使用したのは、おそらくA社との関係があったからだと思われます。銀行取引の申込みを受けたC銀行は上場企業であるA社と高額取引のあるY社を優良企業と判断して取引を開始しようとしたのですが、当事務所が気がつき、C銀行は取引を回避しました。

部 どうやって見破ったのですか。その秘密は…

ボ 教えてあげないよ。ジャン！

井 き、君は…… ポリンキー！

被疑者国選弁護人

弁護士 寺嶋 毅一郎



ご存じない方がほとんどかと思いますが、実はわたくし、被疑者国選弁護人名簿への登録などしております。

そんな訳で、弁護士会法テラスから、定期的に半年程度先の「指名候補日」というものを指定するFAXが送付されてくるのですが、名簿登録者は、指定された候補日が差し支えない限り、その日は事務所または自宅で待機して、法テラスからの「〇〇先生のお電話でしょうか。法テラスです。本日、△△警察署に□□の被疑事実で勾留中の被疑者から国選弁護人の選任希望がありました。受任していただけますでしょうか。」という指名打診の連絡を待たねばなりません。私の場合、なぜか、なのか当然、なのかは分かりませんが、今までの指名候補日はほとんど、盆暮れまたは日曜祭日でした。もともと、指名候補日に必ず法テラスから連絡がある訳ではなく、空振りで終了する場合も結構あります。経験上、実際に指名打診の連絡があるときは、指名候補日の直前に法テラスからしつこいくらいに「当日どこで待機するか申告されたい。」旨のFAX&電話での確認が入るので、最近では、この確認があった場合には、指名があると覚悟することになっています。指名打診の連絡を受けて正当な事由なく断ることはできませんので、盆暮れだろうが日曜祭日であろうが、連絡があれば二つ返事でOKし、その日のうちに接見に出かけていくことになります。湾岸警察署などの少数の例外を除き、普通の警察署では、勾留中の被疑者との接見（ないし弁護人以外の者の一般面会）に使える接見室は、なぜか一つしか設けられていないのがデフォルトなので、私の場合、他の被疑者の一般面会者らとのバッティングや、留置場の食事時間中、取調中などを避け、なるべく待ち時間少なく確実に接見を始めるために（そして、最近多い外国人被疑者の場合、通訳人と都合を合わせ易いという理由からも）、最初の接見は、就寝点呼が終わった午後9時過ぎくらいに行くことが多いです（接見禁止が付いておらず、弁護人以外の、被疑者の家族や同僚らの一般面会が許されている場合、一般面会は平日の午前10時から11時半及び1時から4時までの間に1被疑者あたり1日一組のみ（！）、時間は20分、かつ、面会には警察官の立ち会い付き、書類の差し入れは不可、などの厳しい制約がありますが、弁護人の場合には、これらの制約はなく、被疑者の食事中、取

調中、就寝中といった実際の支障がない限り、時間も1時間以上行うことが可能です。）。

もちろん、午後9時過ぎに行っても先客すなわち接見中or接見の順番を待っている他の被疑者の弁護人がいないとは限りません。私の経験でも、23区内ではあるものの都心からは相当に離れた場所にある、とある警察署（古い建物であり、もちろん接見室は一つだけでした。）に午後9時ころに着いたところ、すでに接見の順番待ちの弁護人が入口近くのソファにむっとりとした顔で座っており（つまり、その時点でさらに別の被疑者の弁護人が接見中。）、しかも私の後からも若い弁護人がやってきたことがあります。かわいそうに、私の後の弁護人は、恐らく自分の接見が終了した時点で、もはや電車では帰れない時刻になっていた筈です（関係ないですが、この時の警察署はトイレのアンモニア臭がことさら強烈だったらしく、「接見前にちょっとお手洗いに。」と言ってトイレに入った女性の通訳人が、涙目で咳き込みながら「すごいにおい……。」と言って出てきたことを今思い出しました。そんなにか。）。

と、ここまで書き進めてきたところで、原稿は、はや1400字を超過してしまいました。予め「本稿の文字数は1500字程度」と編集委員から厳しく指定されていたのですが、これでは到底、当初書こうと考えていた内容を書き切れないことは明らかようです。

本当は、外国人被疑者のリクエストで学校で使っているのと同じ日本語の教科書を差し入れようとしたら「規則でクロスワードパズル等は差し入れできない。この本には『練習問題』欄があり、パズルに準じるから差し入れ不可。」などと理不尽なことを言われて逆上した話とか、別件で、精神的に参っていた外国人被疑者を勇気づけようとか彼の趣味のサッカーの話題を振ったところ（折しもW杯の予選リーグ中でした。）、「ニホン、ツギハ?☆☆☆☆☆（対戦国名）?オー、ニホン、キビシイ。◇◇◇◇◇◇◇◇（対戦国の主力選手名）、ヤバイ」とそこだけ日本語で言われ、（いや、貴方の状況も相当厳しいかと…。）と内心想った話などなど、書きたいことは色々あったのですが（書いてますが）、今回はこれにて終了させていただきます。機会があれば、またいつか。



書籍紹介

(警察學論集第69巻7号～9号)

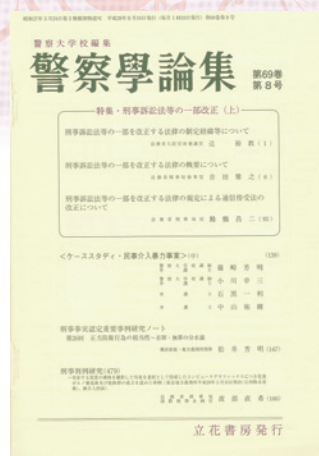
弁護士 鶴岡 拓真

この度は機会を得て、当事務所の有志で「警察學論集」に寄稿させていただきました。

ご存知の方も多いと思いますが、警察學論集は、警察幹部としての洞察力と管理能力を向上させるために新法・施策・警察事象・判例について、警察幹部、大学教授、法律実務家（裁判官、検察官、弁護士）等が解説する書籍です。

寄稿した原稿は、昭和50年代から暴力団被害者の代理人として暴力団被害者の側に立ち、暴力団被害の予防と損害回復に努めてきた所長の篠崎芳明弁護士が中心となって、当事務所で実際に扱った民事事案を題材に、「警察と弁護士の協同作業」の観点から事例報告（ケーススタディ）の形で作成しております。

「警察官と弁護士の共同作業」の観点から作成したものではありませんが、事例報告であることから、皆様にもイメージ易く、暴力団事件の解決のプロセスを追体験していただけたと思います。特に篠崎弁護士が寄稿した「浜松一カ一家事件」を題材とした原稿は（第69巻8号掲載）、全国初の組事務所所有型の暴力団組事務所明渡請求事件に筆頭副団長として関わった一連の経緯が記載されており、本稿でしか読むことができません。手にとっていただければ幸甚です。



「事務所勉強会」のご報告

弁護士 金山 真琴

当事務所では、2ヶ月に1回のペースで事務所勉強会を開催しています。毎回発表者が割り当てられて、レジュメや資料を作成し発表した上で、他の弁護士から意見や質問を出してもらい、議論しております。

事務所勉強会において扱う題材は、自らが担当した事件から事務所内で共有すべき論点を含んだものを選びます。具体的には、事件において問題となった法的論点や事実の争点に対しどのように考え対応したか、どういった工夫をしたかなどを発表します。最近扱ったテーマとしては、破産会社の関係者に対する刑事事件が先行していた破産事件、行政の法律解釈が論点となった建築訴訟、株式買取請求における公正価格が争点となった事件、国際商取引に関する法的問題点のレビューといった現代的なものもあれば、融

資保証における錯誤が争点となった事件や親族間における時効取得に関する事件といった昔ながらの論点が問題になったものもあります。なお、発表では当然、個別の名称等の守秘義務にかかる事項は伏せております。

写真は、事務所勉強会の様子を撮影したものです。発表者以外は食事をしながら発表を聞くのですが、個人の性格なのか職業柄なのか、黙って聞いている人はあまりおらず、活発に議論が交わされます。

以上、今回は当事務所の弁護士が研鑽を積むために実施している勉強会をご紹介します。次第です。



事務所を移転しました

平成28年11月7日、当事務所を移転しました。



機能だけでなく、一段と落ち着いた雰囲気の皆様をお迎えできるよう、打ち合わせ室の仕様にはこだわりました。お近くにお越しの際には是非お立ち寄り下さい。



日当たりの良い会議室で皆様をお待ちしております。



外堀通りに面しています。



ちなみに……
私どもはこのような感じで
執務しております。



交通アクセス

東京メトロ銀座線
『虎ノ門駅』
1番出口・9番出口より徒歩2分

都営地下鉄三田線
『内幸町駅』
A3出口より徒歩5分



弁護士 篠崎 芳明

この3月に東京弁護士会に会満50年を迎えます。50年と言っても、多忙な毎日を繰り返した結果であり全く実感がありません。先日最高裁判所司法研修所卒50周年集会に参加した際に、あらためて10代の頃に弁護士を目指した志を思い出してみました。なんと今でもその思いは少しも変わりがなくに気がつきました。これから、命の続くかぎり、人権擁護と社会正義の実現に向けて日々の仕事に愚直に取り組んでいきたいと願っています。皆様には向後とも引き続きご厚誼、ご鞭撻を賜りたくあらためてお願い申し上げます。



弁護士 進士 肇

家族の指摘により体重の増加が気になってきたので、昨年11月、2年ぶりにロカボダイエットを再開。年末の忘年会シリーズを何とか乗り切って、少しずつ身体も心も軽くなってきました。今年の干支「酉」（とり）のように羽ばたけるかな？ 引越のお陰で、私の机周りは一足先にぐっとスリムになりました。写真の顔がbeforeになるよう努めて参ります。



弁護士 小川 幸三

昨年、最愛のソファとの別れをきっかけに朝型生活に切り替えました。そのせいか体重が落ち始め、気分は上々。しかし、仕事時間の絶対量が足りず、頭を痛めています。仕事中毒は一生治らないでしょう。



弁護士 杉山 一郎

断捨離をした。事務所の引越により使える棚が少なくなるため。本や判例雑誌なども泣く泣く処分。貴重な紙資源に申し訳ない気持ちも。続いて前回の引越時から一度も開けていない段ボールを開封。中から昔の事務所旅行の写真を発見！タイムカプセルを開けた気持ちになる。昔はスリムだったな～としばし感慨に耽る。



弁護士 寺嶋 毅一郎

11月7日から移転後の新事務所で仕事をしています。弁護士の机のある事務スペースはお客様の目に触れない場所にありますが、当職の新しい机は外堀通りに面した大きな窓を背にしており、日中は自然光を浴びて、大変気持ちよく仕事しております。引っ越すまでは机周りの整理などが負担でプープー言ってましたが、新事務所、断然気に入ってます！



弁護士 中山 祐樹

事務所の移転に伴い、自席回りの物品の整理をしました。引き出しの中身を整理してうまく収納し、不要なものは思い切って捨ててしまうと、移転前の事務所では書類、雑誌、文房具、賞味期限切れの菓子、その他私物などであふれていた机の上が、随分とすっきりしました。新しい事務所ではなるべく整理整頓を心がけたいと思います。



弁護士 石黒 一利

先日、ゴルフで人生初のアルバトロス（規定打数よりも3打少ない打数でホールアウトすること）を体験しました。といっても、私がアルバトロスを出したわけではなく、同伴者が出したのですが、打った本人も他の同伴者もカップインを見ていなかったようで、カップインの瞬間を唯一目撃した私は一人グリーン上で興奮していました。ちなみにアルバトロスが出る確率は100万～200万分の1とのこと。とてつもない確率の出来事に立ち会えただけでも幸せ者です。



弁護士 鶴岡 拓真

先日、弁護士会派閥のソフトボール大会に参加してきました。4試合にフル出場したところ、最初の1、2試合はそこそこヒットも飛ばして打点も稼ぎましたが、4試合目になるとだんだん動きが重くなっていき、しまいに走塁中に体がイメージに追いつかず足がもつれそうにさなりました。これにはショックを受けましたので、最近ではエスカレーターではなく階段を使うようにして、小さなことから生活態度を改善しています。



弁護士 金山 真琴

弁護士として業務を開始してから早いもので1年が経ちました。自分が担当した事件がようやく何件か解決に至り、感慨深いものがあります。また、弁護士業務と同時に開始したゴルフの成長率は、緩やかな右肩上がり（のはず）です。最近になって、ゴルフはそんなに走り回るスポーツではないということに気が付き始めました。



弁護士 清水 恵介(客員)

昨年9月に、ドイツ・ベルリンで開催された成年後見法の日独シンポと世界会議に参加してきました。日本が2014年に批准した障害者権利条約の要請として、意思決定支援の必要性が従来強調されてきましたが、このシンポ・会議では、再び本人保護の重要性が叫ばれていたように思います。決して、ビールを飲む「だけ」で帰ってきたわけではありません。



税理士 藤代 節子

引越では、久しぶりに開けたファイルボックス資料の懐かしさにひたりつつ、整理しようと思いがちやっていたことも、締め切りが決まるとできるものだと思えました。昨年はカレーについて学ぶ機会がありました。スパイスの種類とその無数の組み合わせの奥深さや、玉ねぎの炒め方のバリエーションに触れました。

当事務所のホームページです。

<http://www.shinozaki-law.gr.jp/>

当事務所では広報活動の一環としてホームページを開設しております。
ここでは所長及び所属弁護士等の紹介や講演記録等を開示しております。

